

令和5年9月20日発行

## I 【重要】令和5年度介護保険事業者サービス別研修会資料の追加掲載について

研修会資料「令和5年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業について」を追加しましたのでお知らせします。なお、研修会資料に関する説明動画は令和5年9月下旬～10月上旬の公開を予定しています。

※令和6年度介護報酬改定に係る事業者説明会については、集合形式での実施を予定（国の改正省令等が発出されて以降の令和6年2月～3月頃）しておりますので、ご承知をお願いします。

●掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ ○令和5年度介護保険事業者サービス別研修会について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

※上記掲載先の下にある「令和5年度介護保険事業者サービス別研修会について」をクリックすると各種資料が確認できます。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 令和6年度 事業所評価加算に関する届出期限は10月13日（金）です

介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを行う事業所における事業所評価加算について、令和6年度の事業所評価加算の算定に係る国保連の審査を希望される事業所におかれましては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」を提出する必要がありますので、令和5年10月13日（金）までに県の保健福祉事務所福祉課に2部提出をお願いします（昨年度までに申出が済んでいる事業所においては、提出は不要です）。また、令和6年度の加算算定の可否については、来年2月上旬頃に通知します。

なお、総合事業の通所型サービス（現行相当【A6】）の指定を受けている事業所については、指定権者である各保険者が提出先となります（この場合、県への提出は不要です）。詳細は各保険者へお問合せください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## III 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』のご案内（情報提供）

介護・医療職等の採用に人材紹介会社を利用した際、紹介手数料などの条件等についてトラブルになるケースがあります。

こうしたトラブルに対し、『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』が長野労働局に設置されておりますので、お知らせします。

また、「医療・介護・保育分野における適正事業所認定制度特設ウェブサイト」が公開されているので、こちらもご確認ください。

### 1 職業紹介で禁止または必須事項とされていること

○手数料を必ず明示する

○自らの紹介により就職した人（※）に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（※無期雇用契約に限る）

○「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

### 2 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口 長野労働局職業安定部需給調整事業室 電話：026-226-0864

### 3 医療・介護・保育分野における適正事業所認定制度特設ウェブサイト <https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：[kensyu@nsyakyu.or.jp](mailto:kensyu@nsyakyu.or.jp)

## IV 「信州ふくにん」（信州福祉事業所認証・評価制度）のご案内

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所認証・評価制度」を実施しています。（運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

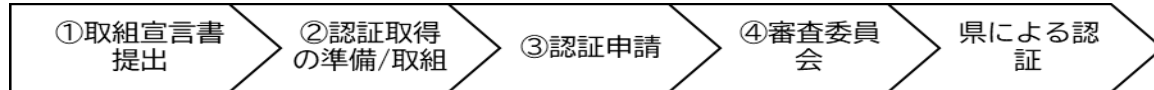
### 1 認証取得のための評価項目

|   |                 |    |                   |
|---|-----------------|----|-------------------|
| 1 | 人材育成理念の策定       | 10 | 個別面談の実施           |
| 2 | キャリアパスの構築       | 11 | 人材育成を目的とした評価の実施   |
| 3 | キャリアパスの周知       | 12 | 職位等に応じた給与体系       |
| 4 | 年間研修計画の策定       | 13 | 計画的な採用の実施         |
| 5 | OJTの計画的・体系的実施   | 14 | 休暇取得・労働時間縮減等の取組   |
| 6 | 職場内外 OFF-JTの実施  | 15 | 育児・介護を両立できる仕組みの整備 |
| 7 | 資格取得等への支援の実施    | 16 | 職員の意見を反映させた職場環境整備 |
| 8 | 新規採用者への計画的教育の実施 | 17 | 健康管理に関する取組        |
| 9 | 個人の研修履歴の把握      | 18 | 利用者・家族からの要望に関する取組 |

※1～13は人材育成、14～18は職場環境に関する評価項目

※信州ふくにんの詳細は、URL からご覧ください。 <https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

## (2) 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

## (3) 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：[jinzai@nsyakyu.or.jp](mailto:jinzai@nsyakyu.or.jp)

## V Webセミナー実施について

(公財)介護労働安定センターのWebセミナーが、以下の期間で配信されます。視聴ご希望の方は、ホームページより申込書をダウンロードし必要事項をご記入の上FAXにてお申込み、又はホームページからお申込みください。

### 1 テーマ

●「認知症の方への介護技術」 配信期間：令和5年10月13日(金)10:00～令和5年10月26日(木)17:00

●「虐待防止の早期発見と対応策・体制整備」

配信期間 令和5年11月14日(火)10:00～令和5年11月27日(月)17:00

2 各受講料 賛助会員：1,500円 一般：3,000円 ※1名様毎・テーマ毎の受講料となります(税込み)

3 申込締切 配信開始日から起算して2週間前まで ※申込締切以降ご希望の方は直接お電話ください。



【問合せ先】介護労働安定センター長野支部 電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

ホームページURL → <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

## VI 長野県認知症ケア専門士会 研修会開催について

1 対象者 ①認知症ケア専門士 ②ご興味のある方であればどなたでも

2 日程・内容 令和5年11月19日(日)13:30～15:30

◆演題「認知症ケアの理念」～FrailでVulnerableな人々の尊厳に配慮した意思決定支援～

講師：箕岡 真子氏 (日本臨床倫理学会 総務担当理事 箕岡医院 院長)

3 開催方法 ZOOM

4 申し込み 10月27日までに 右記のQRコードよりお申し込みください。

注意：@po4.asama.ne.jpを受信できるように設定をお願いします。

5 参加費 会員：無料 非会員：2,000円

【問い合わせ】長野県認知症ケア専門士会 事務局 小林までご連絡ください。

電話：026-276-6232 Mail：[fragrance@po4.asama.ne.jp](mailto:fragrance@po4.asama.ne.jp) Fax：026-214-9991



## VII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

| 有効期間満了日                | 更新手続申請期間                |
|------------------------|-------------------------|
| 2023年11月1日～2023年11月30日 | 2023年9月11日～2023年10月10日  |
| 2023年12月1日～2023年12月31日 | 2023年10月11日～2023年11月10日 |

※令和5年(2023年)9月及び10月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

**※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新 研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)

